

災害時等における応急測量設計業務に関する基本協定書

太 宰 府 市

一般社団法人 筑紫地区建設コンサルタンツ協会

災害時等における応急測量設計業務に関する協定書

太宰府市（以下「市」という。）と一般社団法人 筑紫地区建設コンサルタント協会（以下「協会」という。）は、災害時等における応急対策測量設計業務の応援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、太宰府市において発生した災害の応急対策測量設計業務に関し、これに必要な組織、労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 市は、太宰府市内で災害が発生し必要と認めるときは、災害状況に応じて協会に応援を要請することができるものとする。

2 協会は、前項の要請があったときは、市の指示により当該災害箇所における測量を実施し設計するものとする。

3 協会は、適切な対応ができるよう防災情報や天気予報等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

（業務の応援範囲）

第3条 業務の応援範囲は、太宰府市内とする。

（応援の要請）

第4条 市は、協会に対し第3条の業務応援範囲の具体的な災害状況に応じ、応急対策測量設計業務のための応援を書面又は口頭により要請するものとする。

（契約の締結）

第5条 市の出動要請があった場合には、応急対策測量設計業務委託契約を速やかに締結するものとする。

（業務指示）

第6条 業務の直接指示は、市が行うものとし、協会はその指示に従うものとする。

（業務の実施）

第7条 協会は、第4条に基づく応援要請があった場合は、速やかに出動し、応急対策測量設計業務を実施するものとする。

2 協会は、出動後遅滞なく測量の成果品等を市に書面により提出するものとする。

（協会の業務）

第8条 協会は、業務の履行にあたっては、市の意図及び業務の目的を十分に理解し、最高の技術を発揮するように努めなければならない。

2 協会は、業務の実施にあたっては、諸法規を遵守し、作業の安全と円滑を図るとともに、市と密接な連絡をとり、業務を遂行しなければならない。

(地権者の了解)

第9条 協会は、本業務遂行ために民地等に立入る場合は、予め当該土地所有者の承認を受けるものとする。

(経費の負担)

第10条 市の応援要請に基づき、協会が実施した業務に要した費用は、市が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生時における通常の実費用を基準として、市と協会が協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第11条 第2条に規定する業務により生じた損害の負担は、市と協会が協議して定めるものとする。

(補償)

第12条 第2条に規定する業務により従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務に従事した者の使用者の責任において行うものとする。

(機密の厳守)

第13条 協会は、業務に関する全ての事項について、機密を厳守し、他にもらしたり転用したりしてはならない。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、協定調印の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、市、協会いずれからも解除の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものし、以後この例による。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、市と協会が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定2通を作成し、市、協会が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年9月4日

市 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号

太宰府市長 井上 保廣

協会 福岡県筑紫野市二日市中央一丁目1番50号
一般社団法人筑紫地区建設コンサルタント協会
代表理事 大和 公彦